

西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大規模な自然災害により、住宅又はその敷地に著しい被害を受けた市民に対し、当該住宅の再建又はその敷地の原状復帰のために借り入れた住宅融資に係る利子の一部を助成し、住宅の再建等に係る市民の負担軽減を図るため実施する西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金（以下「利子補給金」という。）の交付に関し、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象災害 西海市（以下「本市」という。）に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された大規模な自然災害又は本市が激甚災害として政令で指定された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する著しく激甚である災害をいう。
- (2) 被災住宅 対象災害により被害を受けた住宅であって、主として居住の用に供する持家（敷地及び敷地構造物を含む。）をいう。
- (3) 災害復興住宅融資 被災住宅の所有者が、当該被災住宅に代わる住宅として、持家を建設し、若しくは購入し、又は被災住宅を補修（敷地の原状復帰等を含む。）するために被災した日以後に金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約に係る住宅融資であって、当該金融機関が債務の存在を証明するものをいう。

(利子補給対象者の範囲及び要件)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者（以下「利子補給対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 対象災害による被災時において本市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている日本国籍を有する者又は別表第1に定める外国人

(2) 前条第3号の融資を受けた者であって、別表第2左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める要件の全てを満たすもの
(利子補給の対象となる融資限度額)

第4条 利子補給の対象となる災害復興住宅融資（以下「対象融資」という。）の限度額は、別表第3に定めるとおりとする。

(利子補給期間)

第5条 災害復興住宅融資の利子補給期間は、当該災害復興住宅融資に係る金銭消費貸借契約で定める最終資金交付日以後最初の償還日の前月における当日の翌日（以下「災害復興住宅融資の起算日」という。）から10年間とする。

(利子補給率)

第6条 災害復興住宅融資が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「支援機構」という。）の災害復興住宅融資であるときは、当該基本融資額の利率と年2.5パーセントを比較していずれか低い方を利子補給率とする。

2 災害復興住宅融資が支援機構の災害復興住宅融資以外の融資であるときは、当該融資の利率と年2.5パーセントを比較していずれか低い方を利子補給率とする。

(利子補給金の交付総額)

第7条 災害復興住宅融資の利子補給金の交付総額は、当該災害復興住宅融資に係る金銭消費貸借契約で定める償還期間及び融資利率により（償還期間に元金据置期間がある場合は、当該期間を除く。）、元利均等の毎月償還があるものとして算出した災害復興住宅融資の起算日から10年間の各月の未償還元金（1円未満切捨て）に前条第1項又は第2項の規定による利子補給率を乗じて得た額（1円未満切捨て）の合計額とする。

(利子補給金の交付申請)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、災害復興住宅融資の最終資金交付日から原則として3月以内に、西海市

住宅等災害復興融資利子補給相当補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に自らの住民票の写しを添えて、市長に申請するものとする。

2 申請者が被災住宅に代わる住宅を建設し、又は購入するときは、交付申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 被災証明書の写し

（2） 被災住宅を解体したことを証明する書類

（3） 建設し、又は購入した住宅の登記簿謄本の写し

（4） 建設し、又は購入した住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

その他の関係法令に適合していることを確認できる書類の写し（建築基準法に基づく完了検査済証の写し、中古住宅の重要事項説明書の写し等）

（5） 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 被災住宅を補修するときは、交付申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 被災証明書の写し

（2） 補修工事の請負金額の記載がある建築工事請負契約書の写し及び代金支払に係る領収書の写し

（3） 前 2 号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（申請期限等）

第 9 条 前条の規定による初回の交付申請の期限は、3 月 31 日とする。

（利子補給金の交付決定）

第 10 条 市長は、第 8 条の規定により交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、利子補給金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の交付決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、利子補給金の交付決定の内容及びこれに付した条件を、西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

(融資状況等の報告)

第 11 条 前条の規定による利子補給金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、市長に対して速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金に係る融資状況報告書（様式第 3 号）

(2) 金銭消費貸借契約書の写し及び金融機関の発行する償還予定表等（返済明細表、返済予定表の写し等で融資実行日、融資金額、融資利率、返済期間、返済方法、元金据置期間、償還開始日及び償還日ごとに返済すべき元金並びに利息の額が確認できる書類）

(利子補給金の交付月)

第 12 条 市長は、前年度の 3 月 1 日から当該年度の 2 月末日まで（以下「利子補給対象期間」という。）の間における対象融資の償還金に係る利子補給金を毎年 3 月に交付するものとする。

(利子補給金の請求)

第 13 条 交付対象者は、毎年度 2 月末日までに西海市住宅災害復興融資利子補給相当補助金交付請求書（様式第 4 号。以下「請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金に係る返済状況報告書（様式第 5 号）

(2) 金融機関が発行する支払利息証明書又はこれに代わる書類

2 前項の請求は、利子補給対象期間における割賦償還に延滞があるときは、当該延滞が解消されるまでの間できないものとする。

(利子補給金の交付)

第 14 条 市長は、前条第 1 項に定める請求書の提出があったときは、対象融資の割賦償還の状況を確認した上で、交付対象者が指定する預金口座へ利子補給金を振り込むものとする。

2 市長は、利子補給対象期間における割賦償還に延滞があるときは、利子補給金の交付を停止し、延滞が解消された日以後の交付月に、停止していた利子補給金を一括して交付するものとする。

- 3 市長は、利子補給対象期間における割賦償還について、繰上償還をした交付対象者からその旨を付した文書の提出がないときは、利子補給金の交付を停止し、当該文書の提出があった日以後の交付月に、停止していた利子補給金を一括して交付するものとする。

(交付対象者等の報告義務)

第 15 条 交付対象者は、利子補給期間中において次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

- (1) 対象融資の繰上償還を行ったとき。
- (2) 対象融資の割賦償還を行わなかったとき。
- (3) 交付対象者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (4) 融資対象となっている住宅（以下「対象住宅」という。）の所有権を移転したとき。
- (5) 対象住宅を自らの居住の用に供しなくなったとき。
- (6) その他市長が交付対象者の実情を把握するために必要な報告を求めたとき。

- 2 交付対象者が利子補給期間中に死亡したときは、その同居親族又は相続人は、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

(利子補給金の打ち切り等)

第 16 条 市長は、利子補給期間中において、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付を打ち切ることができる。

- (1) 前条の規定による報告を正当な理由なく当該事実の発生した日から 1 月以上行わなかったとき。
- (2) 対象住宅の所有権を移転したとき。
- (3) 対象住宅を自らの居住の用に供しなくなったとき。
- (4) 交付対象者が死亡したとき。
- (5) 正当な理由なく請求書を提出しなかったとき。
- (6) 対象融資の償還を 6 月以上行わなかったとき。

- 2 市長は、利子補給期間中において、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、利子補給金の交付を打ち切るとともに、既に交付した利子補給金の返還を求めることができる。

- (1) この告示の規定により提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 前条第1項の規定による報告を偽り、利子補給金の交付を受けたとき。

3 市長は、前項の規定に基づき既に交付した利子補給金の返還を請求したときは、その請求に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

4 市長は、第2項の規定に基づき利子補給金の返還の請求を受けた者が返還期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。

（利子補給金の交付決定の変更）

第 17 条 市長は、利子補給対象期間中において、交付対象者が対象融資の繰上償還をしたときは、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより交付決定の変更を行うものとする。

(1) 対象融資の全額を繰上償還したとき 繰上償還した日以後最初に到来する予定であった償還日の前月における応答日までの利子補給金を交付し、それ以後の利子補給金の交付を打ち切るものとする。

(2) 対象融資の一部を繰上償還したとき 繰上償還した日以後の交付額は、対象融資の繰上償還後の未償還元金について、繰上償還後最初の償還日の属する月の前月における応答日の翌日を起算日として繰上償還以後に定める償還期間及び当初融資利率により、元利均等の毎月償還があるものとして算出した各月の未償還元金（1 円未満切捨て）に第 6 条の規定による利子補給率を乗じて得た額について、災害復興住宅融資の起算日から 5 年間のうち、当該繰上償還までの期間を控除した期間に係る合計額とする。

2 交付対象者が死亡した場合において、市長が特に必要と認めるときは、利子補給金の交付決定の変更を行い、当該交付対象者に交付することとしてい

た利子補給金の残額を死亡した交付対象者の相続人に引き続き交付するものとする。

- 3 市長は、利子補給金の交付決定の変更の内容及びこれに付した条件について、西海市住宅災害復興融資利子補給相当補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により交付対象者又は交付対象者の相続人に通知するものとする。
- （併用の禁止）

第18条 この告示による利子補給金の制度は、他の災害復興住宅融資に係る利子補給の制度（類するものを含む。）と併用することができない。

（報告、調査及び指示）

第19条 市長は、利子補給金の交付に関して必要があると認めるときは、交付対象者及び金融機関に対し、報告を求め、帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができるものとする。

（帳簿の備付け）

第20条 市長は、利子補給金の交付状況を明確にするための帳簿を備え、証拠書類とともに、当該利子補給金の交付が完了した年度から5年間保存するものとする。

（補則）

第21条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和3年8月11日以後に発生した対象災害に係る利子補給金の交付について適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

1	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 22 条第 2 項若しくは第 22 条の 2 第 4 項の規定による許可を受けて永住者としての在留資格を有する者又は出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成元年法律第 79 号）附則第 2 項の規定により永住者として在留資格を有する者
2	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 3 条に規定する特別永住者又は第 4 条若しくは第 5 条の規定により特別永住者として許可された者

別表第 2（第 3 条関係）

区分	要件
被災住宅に代わる住宅を建設し、又は購入するとき。	(1) 持家が全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被災認定を受け、当該持家が解体されたもの (2) 本市内において自らが主として居住する住宅を 300 万円以上の融資を受けて建設又は購入するもの (3) 新たに建設し、又は購入する住宅の床面積が 175 m² 以下かつ建築基準法その他関係法令に適合しているもの。ただし、被災した住宅の床面積が 175 m² を超えるときは、当該床面積を上限とする。
被災住宅を補修等するとき。	(1) 持家が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊又は床上浸水の被災認定を受けたもの (2) 自らが居住するために、300 万円以上の融資を受けて被災住宅を補修し、又はその敷地の原状復帰を図るもの

別表第 3（第 4 条関係）

区分	対象融資	限度額
被災住宅に代わる住宅を建設し、又は購入するとき。	(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の 災害復興住宅融資 (2) 民間金融機関の住宅融資	2,700 万円
被災住宅を補修等するとき。	(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の 災害復興住宅融資 (2) 民間金融機関の住宅融資	1,200 万円

備考 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資及び民間金融機関の住宅融資を重複して受けるときは、当該融資の合計額について、この表の限度額を適用する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

（宛先）西海市長

西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金交付申請書

申込者	住所		
	氏名	Ⓔ	電話番号
	生年月日 大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日		
	被災住宅の所有者との関係		本人・親族（続柄： ）
	被災住宅の居住者との関係		本人・親族（続柄： ）

西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、
下記のとおり利子補給を申請します

被災住宅の状況	所在地				
	構造	造 階建て	延床面積（㎡）		
	り災の状況	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊			
資金の用途の概要	新築又は購入	所在地			
		構造	造 階建て	延床面積（㎡）	
		着工及び完成予定日	(着 工) 年 月 日 (完成予定) 年 月 日		
		購入予定日	年 月 日		
		底地の購入	有り（購入予定日： 年 月 日）・無し		
	補修等	住宅の補修	(内容)		
		その他	(内容)		
	資金の借入の概要	借入（予定）金融機関	名 称 ： 取扱店名 ：		
ローンの種類		住宅ローン ・ リフォームローン ・ その他のローン（ ）			
金利の種類及び 予定利率		固定金利型 ・ 変動金利型 ・ 固定金利選択期間型（ 年固定）	年利	%	
借入（予定）総額		円			
返済（予定）回数		回			
添付書類等	1 住民票の写し 2 り災証明書 3 被災住宅の登記事項証明書 4 被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入又は補修等に係る見積書 5 その他（ ）				

様式第 2 号（第 10 条関係）

西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金交付決定通知書

西海市 第 号
年 月 日

様

西海市長

年 月 日付で申請があった西海市住宅等災害復興融資利子補給
相当補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

利子補給の交付	交付する ・ 交付しない
交付しない場合の理由	
利子補給対象額	円
利子補給の率	%
利子補給の期間	年間（ 年 月まで）
金融機関名・取扱店	

※ 金融機関の融資実行日までの間に当該融資の対象とならなくなった場合又は西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金に係る申請内容に変更が生じた場合は、決定の取消し又は変更をすることがあります。

様式第 3 号（第 11 条関係）

年 月 日

（宛先）西海市長

住所

氏名 ㊟

西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金に係る融資状況報告書

西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり融資の実行状況を報告します。

記

融資実行日		年 月 日	
融資額（円）		円	
金利の種類		1 固定金利型 2 変動金利型（金利改定月： 月・ 月） 3 固定金利期間選択型（ 年固定）	
借入利率（％）		％	
借入期間（月）		月	左記期間のうち元金据置期間 年 月 日～ 年 月 日
返済方法	方式	1 元利均等方式 2 元金均等方式	
	ボーナス併用有無	1 併用有り（ 月・ 月） 2 併用無し	
備考 無利子期間等の定めがある場合は、その期間等を記入すること。			

様式第4号（第13条関係）

西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金交付請求書

（ 年 月～ 年 月分）

年 月 日

（宛先）西海市長

住所

氏名

㊞

西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金の交付を受けたいので、西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額

年 月 日から 年 月 日までの期間に支払った利子
に対して、利子補給率 %に相当する額

2 添付書類

- (1) 返済状況報告書
- (2) 金融機関が発行した支払利息証明書

※ 当該期間内に延滞により発生した利子及び遅延損害金の支払があった場合は、これらの額を除くこと。

西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金に係る返済状況報告書
(年 月～ 年 月分)

(宛先) 西海市長

印

記

- ### (1) 返済実績

返済 区分	支 払 年月日	返済額	うち 利子	返済後残高 (前月末残高)	利率
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
	. .	円	円	円	%
合計		円	円		

(2) 延滞、返済条件の変更等の有無

上記のとおり相違ないことを証明する。

印

様式第 6 号（第 17 条関係）

西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金交付決定変更通知書

西海市 第 号
年 月 日

様

西海市長

年 月 日付西海市 第 号で通知した西海市住宅等災害復興
融資利子補給相当補助金について、下記のとおり変更決定したので通知しま
す。

記

1 変更事項

2 変更の理由